

被告準備書面12整理表

被告準備書面12	歴史的事実	不開示文書番号	不開示条文	不開示理由	被告準備書面記載箇所(12に基づく)	被告準備書面での主張等	原告準備書面での反論部分	反論内容等	留意すべき点等
1	北方領土問題	1472 1457(別表1)	3号	不開示理由3(ロシアとの交渉上の立場不利)	3 10ページ	北方領土についての外務省内部の具体的見解が記載、北方領土問題は、現在においてもロシアとの間で外交交渉継続中	原告準備書面4 44～45ページ	わずか1行半に外務省内部の具体的見解が記載されているとは考えられない。時の経過を考慮すれば、44年前の外務省の見解が現在・将来の交渉にどのような不利益が生ずるかの具体的主張立証がないなど	
2	小笠原帰島問題、小笠原諸島旧住民に対する補償問題	1472 1515(別表2、別表24)	3号、6号	不開示理由2(米国との信頼が損なわれるおそれ、ロシア政府との交渉上の立場が不利)	5 11・14ページ	小笠原帰島問題につき米国政府の対応に対する在米国大使の評価及び対応策が具体的に記載、小笠原諸島旧島民に対する補償問題につき日本政府が提起した対応策に対する米国政府の具体的対策が記載、	原告準備書面5 6～7ページ 含め全体として包括的に反論	小笠原問題についての日本政府の当時の対応策に関する記載は、不開示部分を除き他の数々の課題に対するものも含めすべて開示され、米国との信頼関係に影響はない。「時の経過を踏まえた主張の欠落」があるなどとして包括的に反論	※被告準備書面12は、北方領土問題についての日本政府の見解も記載されているとして、不開示理由として「ロシア政府との交渉上不利」が追加されている。
3	沖縄軍用地問題	1485 1515(別表3)	3号、6号	不開示理由2(米国との信頼が損なわれるおそれ)	5 14ページ	沖縄についての米国の認識及び現状に対する日本国政府の見解等が記載。現在においても日米間における外交問題として協議されている懸案事項に関する内容	原告準備書面5全体として包括的に反論	3号と6号の規定の違いを踏まえた主張なし、不開示判断を正当化する識別に関する情報が不存在、時の経過を踏まえた主張欠落など。	
4	日銀券焼却問題	1297 1558 1569(別表4)	3号	不開示理由1(今後の北朝鮮交渉上不利)	6 40ページ	焼却された日銀券に関する具体的なデータに基づく具体的な数値等を前提として日銀券焼却問題について政府部内で検討した内容・解決策等が記載。当時の日本政府の試算や対応策が明らかになる。財産・請求権問題と並行して議論されていた。	原告準備書面6 第3など	対北朝鮮「手の内」論に対する反論等として包括的に反論	
5	「日本国沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律」の内容及びその制定・廃止の経緯	1137(別表5)	4号、6号	不開示理由4(公共の安全と秩序の維持に支障、事務の適切な遂行に支障)	2 7ページ	警備と密接に関連した情報は、当時のものであっても、警備の在り方や警備に関する情報収集等の各手法等について手の内を明かすことになる	原告準備書面3 17～18ページ	不開示部分は、船舶の名称や構造等であり「手の内」を記述していない。57年前の警備対象の船舶名等が、時代も状況も全く異なる現在又は将来の公共の安全等に影響は与えない。被告は現在又は将来の行政事務に与える具体的影響や支障を何ら明らかにしていないなど。	

被告準備書面12	歴史的事実	不開示文書番号	不開示条文	不開示理由	被告準備書面記載箇所(12に基づく)	被告準備書面での主張等	原告準備書面での反論部分	反論内容等	留意すべき点等
6	朝鮮戦争により日本の対韓債権が回収困難になったこと	1568(別表7)	3号	不開示理由1(今後の北朝鮮交渉上不利)	8 43ページ	朝鮮戦争で回収困難となった対韓債権について韓国に国家責任が問えるか否かを検討した内容が記載、北朝鮮は朝鮮戦争の当事者であり、手の内を予想させることになる	原告準備書面6 第3など	対北朝鮮「手の内」論に対する反論等として包括的に反論	
7	日本に留置された韓国籍汽船を韓国に返還するに際し発生した維持保管費用等の支払に関する問題	604(別表8)	3号	同上	7 29ページ	日本に留置された韓国籍汽船の保管費用等に関する具体的金額等が記載、現在、北朝鮮漁船が日本領海内に不法に侵入する事案が断続的に発生、北朝鮮当局に拿捕した漁船の保管費用等を請求する問題発生可能性あり。保管費用等として請求した具体的金額が公になれば、北朝鮮当局への請求金額の見積もり等も露見する	同上	同上	
8	財産・請求権問題	1557 1560ほか多数(別表9)	3号	同上	6 44ページ 7 50ページ 8 17・37・39ページ	財産・請求権問題の具体的項目への対処方針、検討経過、政府部内で試算された具体的金額等が記載、公開されれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程がつまびらかにされて、「手の内」を北朝鮮に予想させる。	同上	同上	※原告準備書面6では、被告準備書面6～9の不開示理由1に関する文書について反論しているが、別表9には、被告準備書面1 26ページの360、374なども加わっている(ただし、別表9に上がっている1046(被告準備書面4 16ページ)などは、請求権問題に関するものであるが、不開示理由は、「韓国」や「米国」との信頼が損なわれるおそれになっている)。
9	船舶引き渡し問題	615ほか(別表9)	3号	同上	6 21ページ	船舶引渡問題は財産・請求権と並行して議論されていた。船舶の時価総額・保管費等の具体的データに基づく金額等が記載	同上	同上	
10	日韓間の経済協力問題	1684ほか(別表9)	3号	同上	9 7ページ	日韓間の経済協力問題は財産・請求権問題と並行して議論されていた。対韓経済協力の具体化策として韓国側から要求された具体的金額、日本政府の具体的所見・対処方針等が記載	同上	同上	

被告準備書面12	歴史的事実	不開示文書番号	不開示条文	不開示理由	被告準備書面記載箇所(12に基づく)	被告準備書面での主張等	原告準備書面での反論部分	反論内容等	留意すべき点等
11	在外本店会社の在日財産の帰属問題	1298ほか(別表9)	3号	同上	4 25ページ	在外本店会社の在日財産の帰属問題は財産・請求権問題の一部として議論されていた。在外本店会社の在日財産に関する法人の国籍決定について政府部内での見解の対立の存在等が記載	原告準備書面6 第3など	対北朝鮮「手の内」論に対する反論等として包括的に反論	※被告準備書面(4)25～26では、不開示理由は「韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある」(不開示理由2)となっている。
12	日本と韓国、北朝鮮との間に存在する歴史的な問題	1630別表10)	3号	不開示理由3(現在においても日韓間で立場の異なる問題に関する交渉の様子等が仔細に記載されており、今後の我が国の交渉上の立場を不利にするおそれ)	3 13ページ	評価の異なる歴史的な問題について日本側がとるべき態度が具体的に記載、公になると、我が国の今後の交渉上の立場に不利	原告準備書面4 46～47ページ	韓国、北朝鮮との間では、日本のとっている歴史的な問題に対する態度等は公にされており、公開したから新たに、日本の今後の交渉上の立場を不利にはしない。58年前の日本側がとるべき態度の公開が、現在又は将来のいかなる交渉において日本に不利になるのか被告は一切主張がないなど。	
13	昭和27年当時の日本周辺の公海における日本漁船に係る拿捕事件対策	902 1544(別表11)	3号、4号、6号	902-不開示理由3(我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれ) 1544-不開示理由4(公共の安全・秩序維持に支障、事務の適正な遂行に支障)	1 32ページ(902) 2 12ページ(1544)	902-海上保安庁等作成の拿捕事件対策についての政府見解が記載、現在でも日韓間で交渉中の排他的経済水域の境界画定に関連 1544-拿捕事件対策についての警備対策に関する政府内部検討内容が記載	902-原告準備書面4 13ページ 1544-原告準備書面3 20～21ページ	902-李承晩ライン問題(これに付随する拿捕事件問題)はもはや存在しない、開示しても日韓間の排他的水域の境界画定問題に対する今後の交渉に影響を与えないなど。 1544-李ラインをめぐる57年前の警備体制に関する記述は、時代も状況もまったく異なる現在・将来の公共の安全・秩序の維持に影響は与えない。被告は具体的影響や支障を明らかにしていないなど。	※被告準備書面12では、不開示理由は、公共の安全・秩序維持に支障だけとなっている。
14	漁業問題(日韓漁業権問題、日韓漁業借款問題、漁業専管水域の設定)	1632 1671ほか多数(別表12)	3号、6号	不開示理由1(今後の北朝鮮交渉上不利)ただし、813 1046などは不開示理由2(韓国との信頼関係を損なうおそれ)	4 13・16ページ 5 21ページ 8 33ページ	日韓国交正常化交渉の懸案事項であった日韓漁業問題、日韓漁業借款問題等に関する日本政府の具体的見解、対処方針が記載、「手の内」を北朝鮮に予想させる	不開示理由1については原告準備書面6 第3など 不開示理由2については、原告準備書面5全体として包括的に反論	原告準備書面6-対北朝鮮「手の内」論に対する反論等として包括的に反論 原告準備書面5-「時の経過を踏まえた主張の欠落」がある等として包括的に反論	※別表12には、被告準備書面(4)で主張されている813 1046なども上がっているが、これらの不開示理由は被告準備書面(4)13、16ページによれば「韓国との信頼関係を損なうおそれ」(不開示理由2)である。

被告準備書面12	歴史的事実	不開示文書番号	不開示条文	不開示理由	被告準備書面記載箇所(12に基づく)	被告準備書面での主張等	原告準備書面での反論部分	反論内容等	留意すべき点等
15	李承晩ライン水域及び李承晩ライン問題、竹島問題及び日本政府が提示していた具体的解決策	1140～1142、1062など(李ライン問題)(別表13)、910、1915など多数(竹島問題)(別表14)	3号、4号、6号	李ライン問題(不開示理由6及び3一韓国等との信頼関係損なうおそれ、公共の安全・秩序の維持に支障) 竹島問題(不開示理由3一国の安全が害されるおそれ、韓国との交渉上不利益を被るおそれ)、 双方につき、竹島問題について我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれ	李ライン問題 1 37ページ 2 14ページ 竹島問題 1 6・21ページ 3 39ページ	李ライン問題(李ライン周辺水域についての政府部内での率直なやりとり・個人的見解等が記載。現在日韓間で交渉中の排他的経済水域の境界画定に関連)、 竹島問題(我が国の対応ぶりに関する当時の内部検討状況等が記載。現在においても日韓関係における最大の懸案事項の一つ)	李ライン問題については、原告準備書面2 4～7ページなどで反論 竹島問題については、原告準備書面4 7ページ、9～82ページで反論	李ライン問題－不開示理由が抽象的すぎ、半世紀前の日本の内部検討事項の公開が韓国等との信頼関係等への支障という問題を引き起こさないなど。 竹島問題－河野・フルシチョフ会談答申との関連では、具体的な問題の焦点、開示請求対象文書と当該焦点とのかわり・今日的意義について具体的説明がないなど。	※被告準備書面12では、不開示理由としては、「竹島問題については我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれ」のみがあげられている。
16	国内補償問題	1298 1302 1128(別表15)	3号、6号	不開示理由2(韓国との信頼関係が損なわれるおそれ 事務の適正な遂行に支障)	4 26ページ	1302－韓国との条約によって在外私有財産を放棄した場合の国内補償問題に関する外務省内部の見解が記載、1298－「補償を要しない」とする大蔵省見解に対する反論を外務省が評価した率直な見解が記載	原告準備書面5全体として包括的に反論	3号と6号の規定の違いを踏まえた主張なし、不開示判断を正当化する識別に関する情報が不存在、時の経過を踏まえた主張欠落など。	※被告準備書面12では、不開示理由としては、「韓国との信頼関係が損なわれるおそれ」のみで、「事務の適正な遂行に支障」はあげられていない。
17	中国との間における懸案事項	1638 322(別表16)	3号、6号	不開示理由2(中国との信頼関係が損なわれるおそれ 事務の適正な遂行に支障)	5 29ページ	中国との間における財産請求権問題等につき外務省内の検討結果が記載	同上	同上	※被告準備書面12では、不開示理由としては、「中国との信頼関係が損なわれるおそれ」のみで、「事務の適正な遂行に支障」はあげられていない。
18	国籍処遇問題	1627 1046 1052 718 677(別表17)	3号、6号	不開示理由2(韓国との信頼関係が損なわれるおそれ 事務の適正な遂行に支障)	4 17ページ	「国籍処遇問題」に関する政府部内での在日韓国人に対する率直・忌憚のない意見が記載	同上	同上	※被告準備書面12では、不開示理由としては、「韓国との信頼関係が損なわれるおそれ」のみで、「事務の適正な遂行に支障」はあげられていない。

被告準備書面12	歴史的事実	不開示文書番号	不開示条文	不開示理由	被告準備書面記載箇所(12に基づく)	被告準備書面での主張等	原告準備書面での反論部分	反論内容等	留意すべき点等
19	抑留者相互釈放実施計画、大村収容所からの仮釈放、大村収容所に収容されていた韓国人の第1次送還事業	1277 1296 414 315 437(別表18)	3号、6号	不開示理由2(韓国との信頼関係が損なわれるおそれ事務の適正な遂行に支障)	4 11・12ページ 1 28ページ	入国管理局の経費運営につき韓国側代表柳公使の率直な見解、大村収容所から送還された韓国人らの個別具体的な状況等が記載	原告準備書面5全体として包括的に反論	3号と6号の規定の違いを踏まえた主張なし、不開示判断を正当化する識別に関する情報が不存在、時の経過を踏まえた主張欠落など。	※被告準備書面12では、不開示理由としては、「韓国との信頼関係が損なわれるおそれ」のみで、「事務の適正な遂行に支障」はあげられていない。
20	在日韓国人の法的地位に関する委員会	945(別表19)	3号、6号	不開示理由2(韓国との信頼関係が損なわれるおそれ事務の適正な遂行に支障)	4 14ページ	在日韓国人の法的地位に関する委員会の非公式会談における日本政府代表者の非公式見解が記載、韓国側においても公にすることを予定していないもの	同上	同上	同上
21	在韓抑留漁夫問題	1277 1556(別表20)	3号、6号	不開示理由2(米国との信頼関係が損なわれるおそれ事務の適正な遂行に支障)	5 16ページ	在韓抑留日本人漁夫及び財産請求権問題に関する解決策についての外務省の率直な見解、日米政府間での水面下の協議のやりとり、米国側でも公表されることを予定していない	同上	同上	※被告準備書面12では、不開示理由としては、「米国との信頼関係が損なわれるおそれ」のみで、「事務の適正な遂行に支障」はあげられていない。
22	ポルトガル政府との間の財産請求権問題	1600(別表21)	3号、6号	不開示理由2(ポルトガルとの信頼関係が損なわれるおそれ事務の適正な遂行に支障)	5 17ページ	ポルトガル政府との間における財産請求権問題について経緯も含め外務省内部の具体的な検討内容が記載	同上	同上	※被告準備書面12では、不開示理由としては、「ポルトガルとの信頼関係が損なわれるおそれ」のみで、「事務の適正な遂行に支障」はあげられていない。
23	北朝鮮帰還問題	1618(別表22)	3号、6号	不開示理由2(米国・韓国との信頼関係が損なわれるおそれ事務の適正な遂行に支障)	5 22ページ	北朝鮮帰還問題・日韓外交正常化に向けた日韓会談に関する諸問題について述べられた米国側の具体的見解、米国大使発言に対する日本政府関係者の個人的見解	同上	同上	※被告準備書面12では、不開示理由としては、「米国・韓国との信頼関係が損なわれるおそれ」のみで、「事務の適正な遂行に支障」はあげられていない。

被告準備書面12	歴史的事実	不開示文書番号	不開示条文	不開示理由	被告準備書面記載箇所(12に基づく)	被告準備書面での主張等	原告準備書面での反論部分	反論内容等	留意すべき点等
24	韓国への帰還を希望している在日韓国人等に対する財政支援等補償問題	1618 1619(別表23)	3号	不開示理由1(今後の北朝鮮交渉上不利)	8 55ページ	被告準備書面8 55～57ページ-韓国に帰還を希望している在日韓国人等に対する財政支援等補償問題に関する日本政府の具体的な対処方針・政府内部で試算した具体的金額等、朝鮮半島帰還者への補償金問題に関する日本政府の具体的な対処方針等が記載	原告準備書面6 第3など	対北朝鮮「手の内」論に対する反論等として包括的に反論	※被告準備書面12では、不開示理由は、「韓国との信頼関係が損なわれるおそれ」(不開示理由2)だけとなっている。
25	韓国向け冷凍貨物船輸出	1604(別表25)	3号、6号	不開示理由2(韓国との信頼関係が損なわれるおそれ 事務の適正な遂行に支障)	5 18ページ	韓国向け冷凍貨物船輸出についての外務省内部調査等結果が記載。あくまで外務省内部における見解	原告準備書面5全体として包括的に反論	3号と6号の規定の違いを踏まえた主張なし、不開示判断を正当化する識別に関する情報が不存在、時の経過を踏まえた主張欠落など。	※被告準備書面12では、不開示理由としては、「韓国との信頼関係が損なわれるおそれ」のみで、「事務の適正な遂行に支障」はあげられていない。
26	韓国海苔の輸入	1606(別表26)	3号、6号	不開示理由2(韓国との信頼関係が損なわれるおそれ 事務の適正な遂行に支障)	5 19ページ	韓国海苔の輸入について政府内部で検討した結果が記載、あくまで政府内部における見解	同上	同上	同上
27	38度線及び休戦ライン付近に存在する日本の在外財産	1224 1907 1787 1128(別表27)	3号	不開示理由1(今後の北朝鮮交渉上不利)	9 59ページ	38度線及び休戦ライン付近に存在する日本の在外財産の処理に関する日本政府の見解・方針が記載	原告準備書面6 第3など	対北朝鮮「手の内」論に対する反論等として包括的に反論	
28	日本の在外財産の一部をなす海底電線	1851 1857(別表28)	3号	不開示理由1(今後の北朝鮮交渉上不利)	9 49ページ	日本の在韓国財産の一部をなす海底ケーブルについての日本政府内部で試算した具体的な金額等が記載(財産・請求権問題における日本の在韓国財産に関する具体的な資産額等)	同上	同上	

被告準備書面12	歴史的事実	不開示文書番号	不開示条文	不開示理由	被告準備書面記載箇所(12に基づく)	被告準備書面での主張等	原告準備書面での反論部分	反論内容等	留意すべき点等
29	黒山群島付近において韓国船籍の忠南号に日本船籍底引網漁船が衝突したとされる事故	749(別表29)	4号、6号	不開示理由4(公共の安全と秩序の維持に支障、事務の適正な遂行に支障)	2 6ページ	韓国船籍の忠南号に日本船籍底引網漁船が衝突した事故の経緯等が記載	原告準備書面3 11~13ページ	漁船の衝突事故に関する44年前の「情報収集の在り方や分析・評価の手法等」が、現在・将来の警備体制等に影響を及ぼさない。被告は現在又は将来の行政事務に与える具体的影響・支障について明らかにしていないなど。	
30	文化財問題、私有文化財問題、文化財返還問題	380 386 ほか多数 (別表30)	3号、6号	不開示理由1(今後の北朝鮮交渉上不利) 不開示理由2(韓国との信頼関係が損なわれるおそれ事務の適正な遂行に支障)	1 27ページ 4 29ページ 4 30ページ 7 7ページ	386(被告準備書面4 30ページ 7 7ページ)について見ると 不開示理由1-文化財問題に関する我が国政府の関心事項が露見し、北朝鮮との間で懸案事項となる可能性があり、北朝鮮との国交正常化交渉に支障 不開示理由2-文化財返還問題に関する公表することが全く想定されていない内部的意見等が記載	不開示理由1については原告準備書面6 48~57ページで反論(文化財問題に係る不開示理由に対する反論) 不開示理由2については、原告準備書面5全体として包括的に反論	不開示理由1について-日本に所在する韓国文化財が公開されていること、日本政府内部の協議の経過が解明されていること等から、北朝鮮との間で文化財問題が再度懸案事項となる可能性は著しく低いなど。 不開示理由2について-3号と6号の規定の違いを踏まえた主張なし、不開示判断を正当化する識別に関する情報が不存在、時の経過を踏まえた主張欠落など	※被告準備書面12では、不開示理由は、不開示理由1のみである。
31	昭和40年5月当時の日韓漁業協定発効前後における韓国周辺水域の海上保安庁の警備態勢	750(別表31)	4号、6号	不開示理由4(公共の安全と秩序の維持に支障、事務の適正な遂行に支障)	2 6ページ	日韓漁業協定発効前後の日韓周辺水域における漁船に対する海上保安庁の警備体制の詳細が記載	原告準備書面3 13~14ページで反論	李ラインをめぐって日韓関係が緊張していた44年前の警備体制に関する記述が、現在・将来の公共の安全・秩序維持に影響等は与えない。被告は現在又は将来の行政事務に与える具体的な影響・支障を明らかにしていないなど。	※被告準備書面12では、不開示理由としては、「公共の安全と秩序の維持に支障」のみで、「事務の適正な遂行に支障」はあげられていない。

被告準備書面12	歴史的事実	不開示文書番号	不開示条文	不開示理由	被告準備書面記載箇所(12に基づく)	被告準備書面での主張等	原告準備書面での反論部分	反論内容等	留意すべき点等
32	在日韓国人の法的地位に関する問題	1261 1276 1146ほか多数(別表32)	3号、6号	不開示理由1(今後の北朝鮮交渉上不利) 不開示理由2(韓国との信頼関係が損なわれるおそれ、事務の適正な遂行に支障)	4 42ページ 1 6ページ 6 36ページ	1276(被告準備書面4 42ページ)－在日韓国人の法的地位問題についての韓国側政府高官の発言に対する法務省の意見等が記載(韓国との信頼関係が損なわれるおそれ) 1146(被告準備書面6 36ページ)－在日韓国人の法的地位問題に関する政府見解が記載(在日朝鮮人の法的地位問題に関する政府見解等が明らかになり、今後の北朝鮮との交渉に不利)	不開示理由1については、原告準備書面6 57～61ページで反論(在日韓国人問題に係る不開示理由に対する反論) 不開示理由2については、原告準備書面5全体として包括的に反論	不開示理由1について－入管特例法の改正により、南北朝鮮を問わず「特別永住者」として処遇することとなり、法的地位問題で日本・北朝鮮間に新たな問題は存在しないなど。 不開示理由2について－3号と6号の規定の違いを踏まえた主張なし、不開示判断を正当化する識別に関する情報が不存在、時の経過を踏まえた主張欠落など。	※被告準備書面12では、不開示理由は、不開示理由1のみである。
33	日韓間で交渉中の排他的経済水域の境界画定	1140 1141 1142(以上李ライン関係) 1236 1237 902(別表33)	3号、4号、6号	不開示理由3(韓国との信頼関係が損なわれ我が国の今後の交渉上の立場に不利) 不開示理由6(李ライン関係－韓国等との信頼関係損なうおそれ、公共の安全・秩序維持に支障、事務の適正な遂行に支障)	1 32・37・38ページ 2 16・17ページ	不開示理由3－排他的経済水域の境界画定問題に関連するものが含まれており、公にすれば韓国との信頼関係が損なわれ、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれ(1236 1237) 不開示理由6－李ライン周辺水域についての政府部内での検討の様子が仔細に記載、現在日韓間で交渉中の排他的経済水域の境界画定に関連	不開示理由3については、原告準備書面4 19～22ページで反論 不開示理由6(李ライン問題)については、原告準備書面2 4～7ページなどで反論	不開示理由3について－すでに韓国側の文書公開、半世紀以上も前に検討された外務省内部の検討内容等で、今後の排他的経済水域の境界画定問題に対する日本政府の交渉に影響を与える今日的意義はないなど。 不開示理由6について－不開示理由が抽象的すぎ、半世紀前の日本の内部検討事項の公開が韓国等との信頼関係等への支障という問題を引き起こさないなど。	※被告準備書面12では、「我が国の今後の交渉上の立場が不利になる」点のみ
34	日韓通商協定、同協定に基づいて日韓間において合意された貿易協定及び貿易計画	1863(別表6)	3号	不開示理由1(今後の北朝鮮交渉上不利)	9 52ページ	日韓通商協定、同協定に基づき日韓間で合意された貿易協定及び貿易計画の具体的な内容と日本政府の対応方針が記載、手の内を北朝鮮に予想させる	原告準備書面6 第3など	対北朝鮮「手の内」論に対する反論等として包括的に反論	※被告準備書面12では、不開示理由は、「韓国との信頼関係が損なわれるおそれ」となっているが、1863に関する限り、それまでの被告準備書面9においては、不開示理由1しか主張されておらず、今回不開示理由を変えてきたことになる。



被告準備書面12	歴史的事実	不開示文書番号	不開示条文	不開示理由	被告準備書面記載箇所(12に基づく)	被告準備書面での主張等	原告準備書面での反論部分	反論内容等	留意すべき点等
35	その他	1627ほか多数(別表34)	1号、3号、4号、6号	不開示理由1~5、8(不開示理由6は、既にすべて登場一季ライン関係)	9 51ページほか多数	不開示理由それぞれにつき多数あり、個別的には省略	不開示理由1については原告準備書面6で、不開示理由2については原告準備書面5で、不開示理由3については原告準備書面4で、不開示理由4については原告準備書面3で、不開示理由5(964)については原告準備書面2 3~4ページで、不開示理由8(741 1128)については原告準備書面2 7~13ページでそれぞれ反論済み。なお、不開示事由7(405 409 410)については、平成21年5月19日付け訴えの取下げ書(一部)で請求を取下げ済み、	既に触れたものも多数あり、個別的には省略	